

## 手続案内

部局名	所属名
健康福祉部	地域福祉課
手続名	
保護の変更の申請に対する決定	
根拠法令	
生活保護法	
条項	
第24条第5項	
手続対象者	
永平寺町、越前町、池田町、南越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町にお住まいで生活保護の変更を申請する方	
提出先	
永平寺町にお住まいの方は福井健康福祉センター 越前町にお住まいの方は丹南健康福祉センター 池田町、南越前町にお住まいの方は丹南健康福祉センター武生福祉保健部 美浜町、若狭町（旧三方町）にお住まいの方は二州健康福祉センター 高浜町、おおい町、若狭町（旧上中町）にお住まいの方は若狭健康福祉センター	
提出時期	
生活保護の変更を申請する時	
提出書類	
① 保護申請書（②医療扶助の変更は医療扶助に係る保護変更申請書 ③医療扶助のうち老人訪問看護の変更は医療扶助のうち老人訪問看護に係る保護変更申請書） ④ その他健康福祉センター所長が指定する書類	
手数料	
申請にかかる手数料は必要ありません。	
審査基準	
生活保護法他関係法令による	
標準処理期間	
14日	
相談窓口	
各健康福祉センター	
備考	